

# 定例委員会の開催状況

第1 日 時 平成14年6月6日(木)  
午前9時30分 ~ 午前11時55分

## 第2 出席者

### 1 国家公安委員会側

村井委員長

磯邊、渡邊、荻野、安崎、川口各委員

### 2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、  
警備局長、情報通信局長

## 第3 議事の概要

### 1 議題事項

#### (1) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、  
書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を  
要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

### 2 報告事項

#### (1) 殉職事案の発生について

警察庁から、「新潟県警察の巡査長が、6月1日、放火容疑事件捜

査のため検問中、酒気帯び運転の普通乗用車に衝突され、同日、収容先の病院で死亡、殉職した。」旨の報告があった。

## (2) 警察署協議会の活動状況について

警察庁から、「警察署協議会制度の施行後1年間における同協議会の活動状況」について報告があった。

委員から、「5月末までの警察署協議会の開催回数について、最多が11回、最少が2回と協議会によってばらつきがあるようだが、最多及び最少回数の協議会とはどのようなところなのか。先般出席した中国管区や近畿管区内の公安委員会連絡協議会の会議等においても、多くの出席者から『警察署協議会は大変よく機能している。』旨発言があったが、それぞれの事情や他の業務への影響等について伺いたい。」旨の質問があり、警察庁から、「11回の開催は41協議会で、そのすべてが神奈川県であり、協議会の開催を積極的に推進しているようである。また、2回の開催は28協議会ある。特定の県に集中しているわけではなく、諸般の事情で開催回数が2回となったものと思われる。協議会が機能している事例はある程度把握しているが、今後の課題とすべき点もあり得るので、他の業務への影響も含めてこの点について調査し、問題があればその解消方法等についても検討したい。」旨、説明した。

委員から、「協議会が地域住民に対し現在の話題やその結論等についてPRを行うようなことはルール化されているのか。協議会制度が施行され、選任された委員が一所懸命活動していることすら知らない住民も意外と多いと思われ、この点について検討する必要があるのではないか。」との発言があり、警察庁から、「協議会の活動状況については、警察署単位ではPRの方法も限定されるが、警察署の広報誌等に掲載されている場合もあると思われる。また、新聞の地方版で、県内各署の協議会の活動状況について掲載されている状況もある。」旨、説明した。

委員から、「私も中部管区内公安委員会連絡協議会委員長会議等で、

協議会がよく機能していることを聞いているが、必ず改善を要する『陰』の部分はあると思われるので、この点も含めて検討してほしい。」旨の発言があった。

委員長から、「各警察署あるいは都道府県警察において、協議会の活動の成果を適宜まとめて報道機関を通じて広報するような工夫をしてほしい。警察からの通知だけでなく、新聞、テレビ等のニュースを介することによって、より多くの方に知ってもらえるのではないかと思う。」旨の発言があった。

委員から、「協議会制度には、地域住民からの広聴と警察署の迅速な行動という、よい面があって、順調に施行されているようであり、委員長の意見のとおり大いにPRするとよいと思う。次回の委員の選任については、協議会の活性化に向けて、学生・主婦・外国人等、メンバーの多様化を図り、固定化せず長期間の任期としないよう考慮してほしい。警察署も多忙であり、かつ警察以外の機関が対応すべき業務も多いことから、市町村の職員等についても選任してもらい、警察業務を支援してもらおう工夫をしてはどうか。また、協議会委員から、協議会に出席する暇がない、あるいは、協議会を日曜日等の休日の夜に開催してほしいなどの声もあり、全部の要望に応えるのは無理かもしれないが、多忙な協議会委員も参加できるよう協議会の開催日時にも配慮してほしい。」旨の発言があり、警察庁から、「協議会委員の任期は多くの県で2年間であるため、現在のところ、最初に選任された委員がほとんどである。協議会委員には自治体関係者が含まれているところが多い。自治体職員の協議会への参画については、一つの警察署が複数の自治体の区域を管轄している場合や、逆に、一つの自治体の区域の中に複数の警察署の管轄がある場合等考慮を要するところもあるようである。警視庁においては、自治体職員を委員ではなく、オブザーバーとして参加させている。」旨、説明した。

警察庁から、「協議会は、警察署だけで解決すべき問題というよりも、むしろ地域における問題をどのように解決していくかという、地域全体の協議の場という位置付けも可能であり、自治体が処理すべき

事案、あるいは警察が処理すべき事案等を区分するような場であってもよいと思う。」旨の説明があった。

( 3 ) 日韓犯罪人引渡条約の批准及び発効について

警察庁から、「日韓犯罪人引渡条約は、本日、東京において批准書の交換が行われ、6月21日に発効する予定である。」旨の報告があった。

( 4 ) 国会の状況について

警察庁から、「5月30日から6月5日までの間に行われた衆議院法務委員会の状況等」について報告があった。

委員から、「通信傍受法の初適用事件についての国会質問があったとのことであるが、どのような質疑応答がされたのか。」との質問があり、警察庁から、「通信傍受法の適用の実例について質問があったので、傍受の運用状況については通信傍受法第29条の規定に基づいて年1回国会報告を行うこととされているので、随時これを明らかにすることはしていない旨断った上で、現時点で捜査上の支障がない範囲での事案の概要等を簡潔に答弁した。」旨、説明した。

( 5 ) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「千葉県警察の巡査部長が、昨年6月から8月にかけて、結婚資金名下に現金を詐取した事案に関し、同県警察は、6月5日、同巡査部長を通常逮捕するとともに、懲戒免職処分とした。」旨の報告があった。

( 6 ) 少年警察ボランティア活動の活性化に向けたガイドラインの発出について

警察庁から、「最近の少年非行情勢等を踏まえ、少年警察ボランティア活動の更なる活性化に向けたガイドラインを策定し、各都道府県警察に発出した。」旨の報告があった。

( 7 ) 第 8 回銃器管理セミナーの開催について

警察庁から、「6月18日及び19日の2日間、8か国の法執行機関担当者を招へいし、銃器鑑定技術を主要議題とする『銃器管理セミナー』を開催する予定である。」旨の報告があった。

( 8 ) タイ薬物対策地域協力プロジェクトの開始について

警察庁から、「本年6月から平成17年5月までの間、タイ及びその周辺国における薬物の鑑定技術及び捜査能力の向上を支援するため、ODA事業としての『タイ薬物対策地域協力プロジェクト』を実施することとした。」旨の報告があった。

( 9 ) 歩行者用信号灯器のLED化に向けた実証実験の実施結果について

警察庁から、「歩行者用信号灯器のLED化に向けた実証実験の結果を踏まえ、今後、標準仕様及び整備方針の策定、都道府県警察に対する指導等を行うこととしている。」旨の報告があった。

委員から、「今回のような新しい技術に挑戦してもらおうと経済の活性化にもつながると思う。視力が弱い方への配慮の他、聴力が弱い方への配慮等、何か連動、複合した対策は考えているのか。また、調達の方法等、コストの面についても研究する必要があると思われる。」旨の発言があり、警察庁から、「視力が弱い方が通っている学校や関連施設の付近には音響式の信号灯器を重点的に設置しているところである。今回のLED化された信号灯器について、視力が弱い方に実際の設置場所で見てもらい、従来の信号灯器よりもかなり見やすいという意見もいただいているところである。コストの面についても、いろいろな試作品を作りながら研究しているところであり、今後普及することによってその単価も下がってくるものと思われる。」旨、説明した。

委員から、「今回の信号灯器のLED化についての予算は都道府県費によるものか。」との質問があり、警察庁から、「現時点では決ま

っていない。現行の予算措置は、信号機の改良や高度化は国の補助事業であるが、信号機の新設等の整備事業は、沖縄県を除き都道府県の単独事業であり、各県独自の予算により行われる。」旨、説明した。

(10) 2002年ワールドカップサッカー大会に伴う警備措置について  
警察庁から、「5月31日に開幕した同大会に伴う警備措置及び交通対策」について報告があった。

(11) 銃器の不正取引に対する国際的な取組みについて  
警察庁から、「銃器の不正取引に対する国際的な取組み」について報告があった。

### 3 その他

(1) 委員長から、「いわゆる有事法制の問題について、現在、地方で公聴会が開催されているが、この公聴会で出された議論とそれに対する警察側の考え方、特に有事法制と警察との関係に焦点を合わせて整理の上、一度説明してほしい。」旨の発言があった。